

変更

変更とは、保険証書の記載内容の書き換え行為です。以下のとおり「変更」と「無効」がある。

「変更」…契約当初の記載内容と現時点における状況が変わってしまったことに起因する変更。名義の変更や森林の分筆等による所在地の変更が該当。**【契約した途中で変更】**

「無効」…契約当初からその記載内容が誤っていた(誤った内容で申し込んでしまった)ことに起因する変更。

現地の森林の状況と保険証書の森林の内容が全く違っていたとき、あるいは本来契約ができないにもかかわらず契約をしてしまったときにそれを無効とする変更が該当。

【契約当初から契約内容が違っていた: 錯誤理由書も必要】

解除

解除とは、保険契約後に何らかの原因で保険の目的たる森林が消滅した、もしくは所有権を失ったときに、その部分を契約から除外する行為。以下のとおり「解除」と「失効」がある。

「解除」…契約者(被保険者)の自己都合に起因する解除。皆伐等の伐採、用地転用による保険も目的の消滅、森林もしくは立木の売買による所有権の移転、その他契約者都合による解除などが該当。

「失効」…保険事故対象外の理由によって森林が消滅したことに起因する解除。病虫獣害や改植などが該当。